

令和7年度定期監査について、横手市長から、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

令和8年 3月31日

監査報告書に基づき措置を講じた事項

種類 令和7年度 定期監査（第2期）

期間 令和7年9月2日（火）～令和8年2月5日（木）

範囲 令和6年度（令和6年10月1日から令和7年3月31日まで）、令和7年度（令和7年4月1日から令和7年9月30日まで）における財務に関する事務の執行状況及び経営に係る事業の管理状況

財務部、まちづくり推進部

課名等		監査の結果（指摘事項）	措置を講じた事項
財務部	税務課	①契約事務 委託契約において、契約書に仕様書、設計書を添付していないものがあつた。	課内で再発防止を図るため、正副担当者及び係長により、委託契約に係る「随契チェックシート」を使用し必要な添付書類の確認を徹底することとした。
まちづくり推進部	地域づくり支援課	①収入事務 横手駅東口市営駐車場の使用料の取扱いを、公金取扱マニュアルに記載すること。	「公金取扱マニュアル」へ横手市横手駅東口市営駐車場の使用料等について追記した。
	横手の未来ともにつくる課	①補助金事務 事業実績報告書において、財政課及び経営企画課への合議を行っていないものがあつた。この指摘事項は前回の指摘事項でもあり改善すること。	担当者が文書收受・起案前に事務決裁規程を必ず確認することと、係員、係長、課長の各決裁フェーズにおいても決裁ルートの確認を徹底することとした。
	横手地域課	①収入事務 公金取扱マニュアル及び準公金取扱マニュアルに關係書類の保存年限を記載すること。	横手市公文書管理規則別表第2（第27条関係）に基づき、各マニュアルを改善した。

まちづくり推進部	増田市民サービス課	①契約事務 委託契約において、検査調書の記載に不備があった。	不備があった検査調書は、直ちに修正した。今後誤りの無いようチェック体制の強化を図ることとした。
	平鹿地域課	①収入事務 公金取扱マニュアル及び準公金取扱マニュアルに関係書類の保存年限を記載すること。	マニュアルの改訂を行い、保存年限を記載した。
	雄物川地域課	①契約事務 検査調書の決裁権者に誤りがあった。事務決裁規程を確認し決裁すること。 ②収入事務 公金取扱マニュアルに関係書類の保存年限を記載すること。	①契約事務 検査調書のみならず、全ての決裁文書について、事務決裁規程の決裁権者を確認しながら適正に行うことを課内で共有した。 ②収入事務 公金取り扱いマニュアル内の調書の取り扱いに④として「公金に係る収入及び支出に関する証拠書類を整理し、10年間保存すること」の文言を追加した。
	大森地域課	①契約事務 委託契約の発注兼見積執行向及び検査調書において、財政課への合議を行っていないものがあった。事務決裁規程を確認し適正な合議先に合議すること。 ②サービス事務 振替え（代休）対応簿の記載に不備があった。	①契約事務 今後、関係例規・事務決裁規程を確認のうえ、適切な契約手続きを執行することとした。 ②サービス事務 指摘後、勤務内容を記載した。今後記入漏れがないように課内でのチェック体制の強化に努めることとした。

まちづくり推進部	山内地域課	<p>①収入事務 収入調定において、決裁区分を誤っていたため財政課への合議を行っていないものがあつた。事務決裁規程を確認し適正に決裁すること。</p> <p>②財産管理事務 ・年度初めから使用する行政財産使用料の調定に遅れがあつた。4月1日付で調定を起票すること。</p> <p>・不用物品の廃棄事務処理において、不用の決定を行うこと。</p>	<p>①収入事務 今後は担当者が事務決裁規程を必ず確認することと承認者、決裁者も適正な決裁を徹底することとした。</p> <p>②財産管理事務 ・4月1日に起票すべき「行政財産使用料一覧」を作成し、起票済であるか否か課内チェックを徹底することとした。</p> <p>・不用の決定及び廃棄について起案し、決裁を完了した。</p>
	大雄地域課	<p>①収入事務 準公金取扱マニュアルに関係書類の保存年限を記載すること。</p> <p>②契約事務 請負工事契約の発注何兼見積執行何において、決裁権者を誤っているものがあつた。事務決裁規程を確認し適正に決裁すること。</p>	<p>①収入事務 保存年限10年を記載し、整備した。</p> <p>②契約事務 事務決裁規程を確認し、再度、適正な決裁を行った。</p>